

藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、藍住町（以下「町」という。）が予定している藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務（以下「委託業務」という。）の委託業者を、適切かつ公平に選定するために、提出を求める提案書の取り扱いについて定める。

2 業務名

藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

5 委託契約予定額（上限額）

4, 207, 500円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 応募資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、都道府県税、市町村税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- (5) 町との円滑・迅速な業務遂行を行うことができる体制を有していること。
- (6) 藍住町一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。

7 応募方法、提出書類

応募受付期間内に次の資料及び添付資料を藍住町健康推進課まで、持参又は郵送で提出すること。
（郵送の場合は、応募期間内に必着）

なお、提出期限を過ぎて提出された書類は無効とする。

(1) 正本1部を次の順番でA4左綴じにて提出

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 誓約書（様式第2号）
- ③ 会社概要書（様式第3号）
- ④ 業務実績書（様式第4号）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 業務スケジュール表（任意様式）
- ⑦ 業務実施スタッフ体制図（任意様式）
- ⑧ 見積書（人件費、事業費等内訳がわかるように積算を記載すること。）
※見積額には消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、税額を記載。
- ⑨ 法人の履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ⑩ 市町村民税に滞納がないことの証明書（※発行日が3カ月以内のもの。）
- ⑪ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（※発行日が3カ月以内のもの。）

(2) その他の資料について

提案書の補足説明のための資料を提出する場合は、提案書とは別綴じとし、用紙サイズはA4版とする。

(3) 提出期限

令和4年6月20日(月)午後5時までに提出書類を持参若しくは郵送必着。

(4) 提出先・問い合わせ先

藍住町役場 健康推進課
〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1
TEL : 088-637-3115 FAX : 088-637-3151
Mail : kenkou@aizumi.i-tokushima.jp

(5) 質問及び回答

質問がある場合は、令和4年6月8日(水)17時までに、質問書(様式第4号)に記入の上、電子メールで藍住町健康推進課まで提出することとする。

質問に対する回答は、令和4年6月13日(月)までに、電子メールにより全事業者へ回答することとする。

■E-mail : kenkou@aizumi.i-tokushima.jp

(6) スケジュール

ア 事業者募集開始	令和4年6月1日(水)
イ 質問書提出期限	令和4年6月8日(水)17時まで
ウ 質問書回答期限	令和4年6月13日(月)
エ 応募提出期限	令和4年6月20日(月)17時まで
オ プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年6月27日(月) ※予定
カ 選定の結果通知	令和4年6月28日(火) ※予定
キ 契約の締結	令和4年6月下旬 ※予定

※ 日程は変更する場合があります。

8 選定方法等

(1) 選定手順

- ア 藍住町特定健康診査等受診勧奨事業委託業務受注者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定を行う。
- イ 選定は、企画提案者から応募提出期限までに提出された企画提案書及び選定当日のプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。
- ウ 選定委員の合計得点を算出し、得点が1番高い1社を受託候補者として、契約に関する協議を行い、藍住町財務規則に基づいた契約を締結する。ただし、受託候補者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。
- エ 同点のものがある場合は選定委員の多数決をもって受託候補者を決定するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

すべての企画提案者に対し、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。
また、当審査には、本業務を受託した場合の実務担当者となる者が必ず出席すること。
実施日時等の詳細は、電話又は電子メールにて通知する。

状況により、審査の開催日時が変更となる場合があるので注意すること。

- ① 実施日時 令和4年6月27日（月）
- ② 発表時間 プレゼンの時間は20分以内とし、延長は認めない。
プレゼン後、企画書の内容等に関する10分程度のヒアリングを行う。
なお、当日の追加資料の提出は認めない。
また、プレゼン時にPC、プロジェクターを使用する場合は、各事業者で用意すること。
- ③ 出席者 3名以内

9 選定結果

選定結果は、選定後全ての提出者に文書で通知する。

10 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (4) 当該案件に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案書の提出は1案のみとする。
- (3) 提出された提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。
- (4) 提出された全ての書類の返却及び他社への公開は行わない。
- (5) 選定における内部の審査情報は公開しない。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については、選定委員会が定める。